

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	南部町		
計画期間 実施期間	H20～H24 H20～H23	総事業費(交付金)	1,008,181千円(457,462千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	✓	情報通信基盤整備により農業情勢・行政情報等の提供を行い地域の情報受発信量を増加(128.00MB/世帯)させ、安心、安全、便利な生活環境を整えることにより、人口減少に歯止めをかける本目標は、法律及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	✓	南部町総合計画、南部農業振興地域整備計画、南部町山村振興計画に基づき計画されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	✓	情報通信基盤整備に伴い、南部町地域情報化推進協議会での検討並びに企業・住民へのアンケート調査及び住民説明会を実施し、意見を反映させて計画を作成している。
事業の推進体制は確立されているか	✓	職員プロジェクトチーム、公民共同による協議会で検討・推進体制を整えている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	✓	情報通信基盤整備により、農林業振興、定住促進、二地域居住交流と全ての面において活用し、地域の活性化を図っていく計画となっている。
計画期間・実施期間は適切か	✓	財政的な面から適切と考える。町の面積が200.63km ² と広大であるが、施工面からも余裕をもって実施でき、試験運用期間も確保できる。 計画期間:基本方針 原則3年～5年程度:本計画 H20～H24 5年 実施期間:実施要綱 原則3年～5年限度:本計画 H20～H23 4年
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	✓	交付金要望額は、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定率に基づき算定。 279,759千円×1/3=93,253千円 728,421千円×1/2=364,210千円 合計 457,463千円となるため要望額457,462千円は限度額の範囲内となる。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	✓	新規事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	✓	市町村合併に伴い、余剰となった公共施設の有効活用を図ることで事業費を抑制する効果がある。 対象施設は、平成5年度農村総合整備モデル事業により、同補助金を活用して整備した「農村環境改善センター」の単独事業費部分として併設された和室研修室を取り壊しや撤去はせずに情報センターとして活用する。また、センター機器の予備電源として庁舎自家発電装置を活用する。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	✓	通信施設の耐用年数は6年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	✓	確実に見込まれるものと予測している。

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	✓	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2.3により、情報基盤通信施設は投資効率を1.0とみなして算定できるものとされている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	✓	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領の第2.3により、1.0以上となる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		✓	実施要綱別表(2)生活環境施設の整備(法第5条第2項第3号口)情報通信基盤施設に該当し、事業実施主体は町である。定住促進と活性化を図るための生活環境整備であり、町全体が農業振興地域である。現状の通信回線網(ISDN、ADSL)は、通信速度が遅く今後の高速時代の情報化に対応出来ない。FTTHにより超高速通信網を整備する事で、生活環境の向上につながる。完成した施設により、農業情報、気象情報、防災情報、行政情報等を発信していく。e-むらづくり地区計画は、平成20年12月に策定済み。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		✓	事業実施主体である町が情報通信基盤施設を整備するものであり、各世帯等へ設置する告知端末及び配線等は含んでいない。また全世帯等へ設置し情報発信するため特定個人に対する交付ではなく、目的外使用のおそれもないものとなっている。
施設等の利活用の見通し等は適正か		✓	定住・交流を促進するためには不可欠な設備であり、町民の同意も得られていて適正である。
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	地域間交流の拠点となる施設に該当しない。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	県内で初めての事業であるため、近隣に類似施設等が存在しない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	✓	利用対象者は、町民全てとしている。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	✓	本町において最良の整備手法を導入し、適正な施設規模による整備を行うものである。また、センター施設を既存の施設を利用し、休日夜間送信設備を庁舎、分庁舎及び支所にそれぞれ設置することで、過剰な投資を抑えるとも適正な管理ができるように配慮している。行政、一般町民、農業従事者、観光関連施設及び商工業者等の情報発信を行うため、有機的な連携が可能となる。また、デジタル放送移行への対応としては、各共聴施設が独自の改修を行うことによって雑視聴地域の解消を図っていく。さらに、整備するV-DONUの伝送周波数帯域を広げることによって、あらゆる状況にも対応できる施設とする。
事業費積算等は適正か		✓	適正である。
	過大な積算としていないか	✓	概算設計を実施し、プロポーザルも実施済み。
	建設・整備コストの低減に努めているか	✓	既存施設(農村環境改善センター/町単独整備部分)の一室を取り壊しせず、また当初の利用目的を損することなく一部改修して有効活用することを始め、計画から管理運営までを一体化した事業展開により、経費の節減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	✓	附帯施設は設置予定がない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	✓	備品については購入予定がない。
整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		✓	センター施設は庁舎に隣接する既存の施設を利用し、休日夜間送信設備を庁舎、分庁舎及び支所にそれぞれ設置することで、適正な管理ができるように配慮している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		✓	センター施設は既存の施設を利用し、休日夜間送信設備を庁舎、分庁舎及び支所にそれぞれ設置する計画である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		✓	補助残は合併特例債で対応する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		✓	適正に行われる見込みである。
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	✓	IRU方式により維持管理をしていく。また、基金を設置し、更新に必要な資金確保に努める。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	✓	IRU方式により維持管理をおこなっていく計画であるが、IRU契約者と施設管理委託契約を締結する予定である。開放料金の範囲内で委託契約できることをプロポーザルコンペ時に確認済み。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の投分等が適正に行われているか		-	他の事業との合体施行する計画ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。